

○ 有害がん具類について

福島県では、福島県青少年健全育成条例第20条に基づき、がん具類の形状、構造又は機能が青少年の健全育成上有害と認められるがん具類や刃物類等を「有害がん具類」として指定しております。

過去における有害がん具類の指定状況が下記のとおりです。

【有害がん具類の指定状況】

	指定年月日	告示番号	名 称	指定理由
1	昭和55年 1月29日	福島県告示 第162号	がん具空気銃 (ポンプ式)	著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
2	昭和55年 9月30日	福島県告示 第1454号	スリングショット (強力パチンコ)	
3	昭和58年 4月26日	福島県告示 第570号	がん具空気銃 (スプリング式)	当該がん具は、構造又は機能上容易に人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
4	昭和61年 5月22日	福島県告示 第1043号	がん具空気拳銃	著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
5	〃	〃	がん具ガス銃	
6	昭和62年 9月22日	福島県告示 第1208号	特 殊 警 棒	当該がん具類の構造及び機能が人の身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全育成を阻害するおそれがある。
7	平成10年 2月27日	福島県告示 第166号	ナ イ フ	当該がん具類の構造及び機能が著しく人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全育成を阻害するおそれがある。

<参考> 指定したナイフの構造

- 1 鉄砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の規定により測定した刃体の長さ（以下「刃体の長さ」という。）が6センチメートルを超えるものであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、柄を二分して、それぞれの柄を両側に180度開いて開刃し、刃体と柄を直線に固定させることができるもの。  
※ バタフライナイフ
- 2 刃体の長さが6センチメートルを超えるものであって、刃体が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの。（包丁、果物ナイフ、カッターナイフ、切出し、くり小刀、ペーパーナイフ、花小刀、パン切りナイフ、冷凍ナイフその他の日常生活で使用されるものを除く。）  
※ サバイバルナイフ、ボウイナイフ、ダガーナイフ
- 3 刃体の長さが6センチメートルを超えるものであって、通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、止め具を外して柄を振ること等により刃体を露出させ、止め具をかけて刃体を柄に固定させることができるもの。  
※ 振り出しナイフ
- 4 ボールペンの内部に刃体が組み込まれているもの。  
※ ボールペンナイフ